

第22節 障害物の除去計画

第1項 障害物の除去計画

《 基本方針 》

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、住家、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1項 障害物の除去計画

1. 障害物の除去計画

- (1) 市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家または周辺に運ばれた障害物の除去を行う。市で措置できない場合は県等へ応援を要請する。
- (2) 河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

2. 障害物除去の対象

- (1) 対象者
救助法に基づく障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

《障害物除去の対象》

- ア. 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ. 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- ウ. 自らの資力によっては除去ができないものであること
- エ. 住家が半壊または床上浸水したものであること
- オ. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
(対象戸数は、半壊・床上浸水世帯数の15%以内、ただし、市町間で融通可)
- カ. 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

3. 障害物除去の方法

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 必要資機材を現物供与する。
- (4) 期間
災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。

《障害物除去の期間》

期 間	災害発生の日から 10 日以内
-----	-----------------

4. 資機材、人員の確保

市は、スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

5. 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として市長の指示する処理場で処理する。

やむを得ない場合は、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。

また、不燃物は市の不燃物処理施設で処理する。

6. 障害物保管等の場所

(1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

(2) 道路交通の妨げとならない場所を選定する。

(3) 工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から 14 日間、工作物名、その他必要事項を公示する。